

事務連絡
令和8年1月30日

関係各研究機関
科学研究費助成事業担当課 御中

独立行政法人日本学術振興会
研究事業部研究助成第一課・研究助成第三課

科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）継続課題に係る支払請求書の提出について

標記のことについて、別紙「科研費（基金分）継続課題に係る支払請求書（様式F-2-1）の提出について」を確認の上、関係者への周知及び必要な手続きを行ってください。

なお、交付申請・支払請求手続きの中で「研究活動の公正性の確保及び適正な研究費の使用について確認・誓約すべき事項」について科研費電子申請システム上で研究代表者に確認・誓約を求めているところです。その確認・誓約においては、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）の内容を踏まえ、研究代表者・研究分担者が理解すべき内容の確認をするとともに、科研費を受給する研究代表者・研究分担者には、「①科研費の使用について不正な使用や不正行為を行わないこと」について約束すること、「②所属する研究機関の取扱に従い研究倫理教育の受講等を行ったこと」等について確認・誓約することとしています。また、日本学術会議の声明「科学者の行動規範－改訂版－」や、日本学術振興会「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」の内容のうち、研究者が研究遂行上配慮すべき事項について、十分内容を理解し確認することとしています。については、研究代表者が、科研費電子申請システムにログイン後、支払請求書作成画面に遷移する前に、画面上で上記内容を確認することになりますので、あわせて周知願います。上記内容については、https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/15_hand/index.html内の「研究活動の公正性の確保及び適正な研究費の使用について確認・誓約すべき事項」欄にも掲載しています。

また、研究分担者についても、研究代表者同様、科研費の補助条件（交付条件）を理解するとともに、上記①、②の内容について研究分担者承諾書の中で約束することとしております。

なお、支払請求時に「安全保障貿易管理情報」（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）の輸出規制にあたる貨物・技術の提供が予定されているか否か）の登録が必須となります。研究代表者及び研究分担者全員が「安全保障貿易管理情報」を登録していない場合、支払請求書を送信することができません。未登録の研究者は、電子申請システムでの登録が必要になりますので、研究代表者は未登録者へ下記の案内に従って登録するよう依頼してください。

https://www-shinsei.jsps.go.jp/kaken/docs/security_export_control_touroku.pdf

※参考：

【安全保障貿易管理ハンドブック（経済産業省HP）】

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

【安全保障貿易管理（経済産業省 HP）】

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

【一般財団法人安全保障貿易情報センター】

<https://www.cistec.or.jp/index.html>

【安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）（経済産業省 HP）】

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku/guidance5.pdf>

【外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（経済産業省 HP）】

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t10kaisei/ekimu_tutatu.pdf

<令和 8 (2026) 年度支払請求書における変更点>

- (1) 令和 7 年度以降の交付申請書・支払請求書記載の研究分担者の分担金について、研究分担者所属機関に直接送金を行っており、令和 8 年支払請求書提出分の基金継続課題に係る分担金も直接送金を開始します。
- (2) 研究代表者所属機関および研究分担者所属機関のどちらも間接経費を受領できない機関である場合、事前に間接経費交付決定額変更申請書（様式 F-1-6）を提出し、変更交付決定を受けた上で変更後（間接経費相当額を除いた直接経費のみ）の金額で支払請求書（様式 F-2-1）を作成する必要があります。なお、間接経費交付決定額変更申請書（様式 F-1-6）の届出から変更交付決定までは 1 か月程度の期間を要します。
- (3) 研究分担者の所属機関変更は当会への届け出不要であり、随時システム上で変更可能としていることから、適宜機関において登録変更をしていることを前提として、今回の改修で支払請求書（様式 F-2-1）作成時に研究分担者の所属機関変更ができないように仕様変更を行いました。そのため支払請求書（F-2-1）作成時までに、研究分担者の所属機関変更が登録出来ていない場合、システム上で登録されている前所属機関へ分担金を送金します。

（本件に関する問い合わせ先及び提出先）

【基金種目（国際共同研究加速基金（国際先導研究）、特別研究員奨励費を除く）】

独立行政法人日本学術振興会 研究事業部 研究助成第一課 基金助成係

電話：03-3263-1057

Email：jyoseika-kikin*jsps.go.jp（@を*に置換しています。）

【特別研究員奨励費】

研究助成第一課 総務企画係

電話：03-3263-0976/0980

Email：tokken-shourei*jsps.go.jp（@を*に置換しています。）

【国際共同研究加速基金（国際先導研究）】

研究助成第三課 国際科学研究費係

電話：03-3263-1888

Email：kksi-kaken2*jsps.go.jp（@を*に置換しています。）